

大通達甲（交規）第3号
令和7年6月19日

簿 冊 名	例規(1年)
保存期間	1 年

交通部各課・隊長
各警察署長 殿

交通部長

大分県道路交通法施行細則第3条に規定する交通規制の対象から除く車両の取扱いについて（通達）

道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条第2項後段の規定に基づき、大分県道路交通法施行細則（昭和51年大分県公安委員会規則第2号。以下「細則」という。）第3条に規定する大分県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の交通規制の対象から除く車両の取扱いについては、「大分県道路交通法施行細則第3条に規定する交通規制の対象から除く車両の取扱いについて」（令和4年12月23日付け大通達甲（交規）第5号）により運用しているところであるが、この度、細則の一部改正等に伴い、令和7年7月1日から下記のとおり運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、同日付けで廃止する。

記

第1 交通規制の対象から除く車両

1 用務のために使用中の車両（細則第3条第1項）

細則第3条第1項各号に定める項目中「〇〇〇に使用中の車両（もの）」とは、当該各号に定められたそれぞれの用務に現に使用中である車両をいう。

2 道路標識による通行禁止規制の対象から除く車両（細則第3条第1項第2号）

細則第3条第1項第2号の「道路標識による通行禁止の規制」とは、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）別表第1の規制標識の表の「通行止め」、「車両通行止め」、「車両進入禁止」、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「二輪の自動車・一般原動機付自転車通行止め」、「自転車以外の軽車両通行止め」、「特定小型原動機付自転車・自転車通行止め」、「車両（組合せ）通行止め」、「大型自動二輪車及び普通自動二輪車二人乗り通行禁止」、「タイヤチェーンを取り付けていない車両通行止め」、「指定方向外進行禁止」、「重量制限」、「高さ制限」、「特定小型原動機付自転車・自転車専用」、「普通自転車等及び歩行者等専用」、「歩行者等専用」、「一方通行」、「特定小型原動機付自転車・自転車一方通行」及び「歩行者等通行止め」の種類に該当する標識を用いた道路交通法第8条第1項に規定する道路標識による規制をいう。

細則第3条第1項第2号アからカまでに規定する車両は、災害救助、水防活動等の緊急の用務等公共性が高く、広域かつ不特定な場所に赴くことが必要な用務に使用中の車両のうち、当該用務に使用中であることが明らかなもの又は当該用務に使用中であることを明らかにすることが適当でないもので細則第1号様式の標章（以下「通行禁止除外指定車標章」という。）の交付を行わずに規制の対象から除くものである。

また、同号キに規定する車両は、通行禁止除外指定車標章を掲出している車両について、公安委員会又は警察署長が道路標識によって行う当該規制の対象から除くものである。

(1) 犯罪捜査等のために使用中の車両

細則第3条第1項第2号イの「犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、交通の取締り若しくは規制又は警備活動のために使用中の車両」とは、警察官その他の警察職員が、警察法（昭和29年法律第162号）第2条に規定する警察の責務を遂行するために行う警察活動に使用中の車両のほか、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）に定める検察官及び検察事務官並びに麻薬取締官その他特別司法警察職員が、犯罪捜査のために使用している車両や公的機関による犯罪の予防のために使用中の車両をいう。

なお、道路標識により通行が禁止された道路を通行することは交通事故を誘発するおそれが高いため、犯罪捜査等のために車両を使用する警察官に対しては、やむを得ず道路標識により通行が禁止された道路を通行する場合は道路や交通の状況に応じて徐行することなど、交通事故防止のため必要な指導を行うこと。

(2) 緊急修復工事のために使用中の車両

細則第3条第1項第2号キ(イ)の「緊急修復工事のために使用中の車両」とは、電気、ガス、水道、通信又は電話の故障又は事故が発生した場合において、緊急に当該故障若しくは事故の発見若しくは修復工事を行うために使用し、又は従業員若しくは資器材を運搬している車両で緊急自動車以外のものをいう。

(3) 通常郵便物の集配に使用中の車両

細則第3条第1項第2号キ(ウ)に規定する「専ら郵便法に規定する通常郵便物の集配に使用中の車両」とは、はがき、封書等の通常郵便物のみの集配に使用中の車両をいい、小包等を同時に集配する車両は含まない。

3 駐車禁止規制の対象から除く車両

細則第3条第1項第4号ア及びイに規定する車両は、災害救助、水防活動等の緊急の用務等公共性が高く、広域かつ不特定な場所に赴くことが必要な用務に使用中の車両のうち、当該用務に使用中であることが明らかなもの又は当該用務に使用中であることを明らかにすることが適当でないもので細則第2号様式又は第2号様式の2の標章（以下「駐車禁止除外指定車標章」という。）の交付を行わずに規制の対象から除くものである。

また、同号ウ及びエに規定する車両は、駐車禁止除外指定車標章を掲出している車

両について、公安委員会又は警察署長が道路標識等によって規制した駐車禁止の場所に限り、当該規制の対象から除くものである。

(1) 医師の緊急往診のために使用中の車両

ア 細則第3条第1項第4号ウ(ア)の「緊急往診のために使用中の車両」とは、傷病者等に緊急な往診又は手当を行うために、医師が運転し、又は専属の運転手が医師を同乗して運転する車両をいう。この場合において、「医師」とは、医師法（昭和23年法律第201号）第2条の規定により厚生労働大臣の免許を受けた医師をいい、助産師、はり師、きゅう師、柔道整復師等は含まない。

イ 歯科医師の往診については、医師による緊急往診と同一視できない面もあるが、寝たきり患者に対する往診治療は、社会生活上やむを得ない理由が認められることから、歯科医師法（昭和23年法律第202号）第2条の規定により厚生労働大臣の免許を受けた歯科医師が使用する次のいずれかに該当する車両については、細則第3条第1項第4号ウ(ア)の規定を適用して、駐車禁止規制の除外対象とする。

(ア) 市町村、歯科医師会等が所有している往診歯科診療器材又は携帯用往診歯科診療器材を搭載し往診に使用中の車両

(イ) 知事又は市町村長と歯科医師会長とが在宅寝たきり患者の歯科訪問診療のために締結した委託契約に基づき、歯科医師会の指定を受けて往診に使用中の車両

(2) 保健師、看護師若しくは准看護師が医師の指示を受け、患者宅等の緊急訪問を行うために使用中の車両又は助産師が妊産婦宅等の緊急訪問を行うために使用中の車両

細則第3条第1項第4号ウ(イ)の「緊急訪問を行うために使用中の車両」とは、保健師、看護師又は准看護師が医師の指示（包括的指示を含む。）を受け、直ちに患者宅等を緊急に訪問し看護を行うために使用中の車両や、助産師が直ちに妊産婦宅等を訪問し助産等を行うために使用中の車両をいう。

(3) 緊急取材のために使用中の車両

細則第3条第1項第4号ウ(ウ)の「緊急取材のために使用中の車両」とは、災害、事件、事故等が発生した場合において、現場又はその付近における取材活動のために報道機関が使用している車両をいう。この場合において、「報道機関」とは、新聞社、通信社（共同通信社、時事通信社等）、ラジオ放送局及びテレビ放送局をいい、業界新聞、機関誌・紙等を発行している企業等は含まない。

(4) 緊急修復工事のために使用中の車両

細則第3条第1項第4号ウ(オ)の「緊急修復工事のために使用中の車両」とは、細則第3条第1項第2号キ(イ)の「緊急修復工事のために使用中の車両」と同義である。

(5) 通常郵便物の集配に使用中の車両

細則第3条第1項第4号ウ(カ)の「専ら郵便法に規定する通常郵便物の集配に使用

中の車両」とは、細則第3条第1項第2号キ(ウ)に規定する「専ら郵便法に規定する通常郵便物の集配に使用中の車両」と同義である。

(6) 道路及び安全施設等維持管理業務に使用中の車両

細則第3条第1項第4号ウ(キ)の「道路の維持管理又は道路の附属物、信号機及び道路標識等の設置若しくは維持管理のために使用中の車両」とは、道路維持作業用自動車その他の車両であって、公共性が高く、広域かつ不特定な場所に赴くことが必要な用務に使用中のもののうち、当該用務に従事することが明らかなものをいう。

(7) 患者輸送車

細則第3条第1項第4号ウ(セ)の「患者輸送車」とは、自動車検査証又は道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項が記載された書面（以下「自動車検査証記録事項記載書面」という。）の「車体の形状」欄に「患者輸送車」と記載されているものをいう。

(8) 車いす移動車

細則第3条第1項第4号ウ(ソ)の「車いす移動車」とは、自動車検査証又は自動車検査証記録事項記載書面の「車体の形状」欄に「車いす移動車」と記載されているものをいう。

(9) 歩行困難者が現に使用中の車両

ア 細則第3条第1項第4号エ(ア)に規定する者に該当するか否かについては、身体障害者手帳により確認を行うこと。この場合において、当該手帳に「身体障害者障害程度等級表」（身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号）に記載のない障害名等が記載されているなど、同(ア)に規定する者に該当するか否か判断できないものについては、交通部交通規制課に照会すること。

イ 細則第3条第1項第4号エ(ア)の「公安委員会がこれらの者と同等の障害の程度であり、歩行が困難であると認める者」とは、次に掲げる者のうち、歩行困難であるため日常生活における活動が著しく制限されると医師（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師をいう。以下「指定医」という。）が認めたもの（以下「同等障害認定者」という。）をいう。

(ア) 身体障害者手帳に記載された障害名が下肢不自由の者で障害の等級が5級又は6級のもの

(イ) 身体障害者手帳に記載された障害名が体幹不自由の者で障害の等級が5級のもの

(10) 重度の知的障害者が現に使用中の車両

細則第3条第1項第4号エ(ウ)の「重度の障害を有するもの」については、療育手帳の障害の程度の記載欄に「A」と表示されているか否かを確認すること。

なお、手帳の名称については、療育手帳以外の名称を使用することから、他の都道府県においては、「愛の手帳」や「みどりの手帳」の名称で運用しているものも

あり、転居等の事情により当該名称の手帳で申請があった場合は、同様に扱うこと。

(11) 色素性乾皮症患者が現に使用中の車両

細則第3条第1項第4号エ(オ)の「色素性乾皮症にり患している者」については、小児慢性特定疾病医療受給者証の「疾病名」欄に「色素性乾皮症」の記載があるか否かを確認すること。

第2 通行禁止除外指定車及び駐車禁止除外指定車の指定

細則第3条第4項の規定により公安委員会が行う通行禁止規制及び駐車禁止規制の適用から除く車両の指定は、次の要領により行うこと。

1 新規申請

(1) 申請者

申請者は、細則第3条第1項第2号キ又は第4号ウに掲げる車両を使用する者又は機関若しくは事業所（以下「事業所等」という。）の責任者若しくはこれに代わる者とする。

なお、細則第3条第1項第4号エに掲げる者については、被交付者又は申請の代理人を申請者とする。

(2) 申請書

除外標章交付申請書（細則第3号様式）を2通提出させること。この場合において、事業所等が複数の車両を同時に申請するときは、申請書に車両一覧表を添付して一括申請させることができる。

なお、申請者が事業所等以外の場合は、連絡手段を確保する必要があるため、可能な限り、携帯電話番号の記載について協力を求めること。

(3) 添付書類

申請書には、次の書類を2通ずつ添付すること。

ア 細則第3条第1項第2号キ及び第4号ウに掲げる車両

(ア) 当該車両に係る自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項記載書面

(イ) 当該車両に係る用務を疎明する書面

疎明する書面は、契約書、資格証の写しといった、既存の書面で差し支えない。この場合において、医師の緊急往診等に関する疎明資料として、訪問先関係者の病名が記載された書面については、個人情報保護の観点から提出を求めないこと。

また、前記(ア)の自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項記載書面により用務が疎明できる場合は、用務を疎明する書面を省略すること。

イ 細則第3条第1項第4号エに掲げる者

(ア) 標章の交付を受けようとする者が細則第3条第1項第4号エ(ア)から(オ)までに掲げる者のいずれかに該当することを疎明する書面

疎明する書面が身体障害者手帳等の写しの場合、障害名、等級等が記載さ

れている部分を含むこと。

また、申請者が同等障害認定者の場合は、指定医が作成した診断書若しくは意見書（第1号様式）又はこれらに準ずる書面とすること。

(イ) 標章の交付を受けようとする者が本人であることを確認するに足りる書面

(4) 申請先

申請書は、申請者の住所地又は所在地を管轄する警察署長に提出させること。

(5) 申請書の受理

ア 申請書の提出を受けたときは、速やかに申請書及び添付書類に不備がないことを確認した上、除外標章交付申請受理簿（通行禁止・駐車禁止）（第2号様式。以下「受理簿」という。）に必要事項を記載し、細則に規定する除外対象に該当するか否かを審査すること。

イ 除外対象に該当しない場合は、申請者にその旨を十分に説明し、理解を得ること。

ウ 申請書又は添付書類に不備がある場合は、申請者にその旨を説明し、申請書の修正や添付書類の補充を求めること。

(6) 申請者への教示

申請書の提出を受けたときは、申請者に対して、公安委員会による除外指定が行われた時点で電話連絡するので、標章を受領するため来署するよう教示すること。

(7) 審査結果等の送付

申請書の提出を受けたときは、除外標章交付申請書・審査結果送付書（第3号様式。以下「送付書」という。）を2通作成し、それぞれに申請書及び添付書類を添付して、1通は所属で保管し、他の1通は交通部交通規制課長（以下「主管課長」という。）に送付すること。

(8) 指定及び通知

主管課長は、警察署長から送付書の送付を受けた場合は、適用除外指定に問題がないか審査し、細則第3条第1項第2号キ又は第4号ウ若しくはエに掲げる車両に該当すると認めるときは、除外標章交付者名簿（第4号様式）に所定の事項を記載し、速やかに標章番号及び有効期限を警察署長に通知すること。

(9) 標章の交付

ア 警察署長は、主管課長から通知を受けた場合は、受理簿に標章番号及び有効期限を記載するとともに、標章を作成し、申請者に標章受領のために来署するよう電話連絡すること。

イ 通行禁止除外指定車標章を交付する場合は、標章の「許可条件」欄に必要と認められる条件を付すこと。

ウ 細則第2号様式の標章の用務内容を表示する部分については、次表のとおり記入すること。

項 目		表 示
細則第3条第1項第4号 ウ	(ア)	緊急往診使用中
	(イ)	緊急訪問使用中
	(ウ)	緊急取材使用中
	(エ)	令状執行使用中
	(オ)	緊急修復工事使用中
	(カ)	郵便物集配業務使用中 電報配達業務使用中
	(キ)	道路・交通安全施設等維持管理業務使用中
	(ク)	放置車両確認業務使用中
	(ケ)	感染症予防等業務使用中
	(コ)	浄化槽管理業務使用中
	(サ)	消防査察業務使用中
	(シ)	犬の捕獲業務使用中
	(ス)	道路使用調査業務使用中
	(セ)	患者輸送使用中
	(ソ)	車いす移動使用中

エ 標章の交付に当たっては、当該標章に記載している注意事項を説明するとともに、受理簿に受領者を明示すること。

(10) 標章の有効期限

除外指定の日から3年が経過する日まで

2 更新申請

(1) 申請期間

更新申請は、有効期限満了日の1か月前から有効期限満了日（有効期限満了日が休日（大分県の休日を定める条例（平成元年大分県条例第21号）第1条第1項に規定する県の休日をいう。以下同じ。）に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い休日でない日。以下同じ。）までの間に受け付けるものとし、有効期限満了日を過ぎた場合は、新規申請として取り扱うこと。

(2) 申請受理

申請者、申請書、添付書類、申請先及び申請書の受理要領は、新規申請と同様とする。

なお、申請書の「備考」欄には、現に交付を受けている標章番号及び更新申請である旨を記載させること。

(3) 標章の交付

ア 更新申請書の提出を受けたときは、主管課長に連絡の上、標章番号及び有効期

限の指定を受けて標章を作成の上、原則として即日交付すること。この場合においては、申請者に旧標章を提出させ、速やかに当該標章を裁断廃棄し、受理簿の「変動等」欄に更新年月日を記載すること。

なお、標章の作成要領は、新規申請と同様とし、通行禁止除外指定車標章を交付する場合は、標章の「許可条件」欄に必要と認められる条件を付すこと。

イ 標章の交付に当たっては、当該標章に記載している注意事項を説明するとともに、受理簿に受領者を明示すること。

(4) 更新申請による標章の有効期限

前回の標章の有効期限から3年が経過する日まで

3 標章の再交付申請

- (1) 警察署長は、亡失、滅失等により標章の再交付の申出があった場合は、除外標章再交付申請書（第5号様式。以下「再交付申請書」という。）1通を提出させること。
- (2) 再交付申請書の提出を受けたときは、警察署で保管している当該再交付に係る標章の交付申請書及び添付書類と照合し、標章番号、交付年月日及び有効期限を前回と同一のものとした標章を作成の上、原則として即日交付すること。この場合においては、受理簿に再交付年月日を記載すること。
- (3) 再交付申請については、主管課長への連絡及び書類の送付は不要とする。

4 記載事項の変更

- (1) 警察署長は、申請者から標章の記載事項の変更に係る申出があった場合は、除外標章記載事項変更届（第6号様式。以下「変更届」という。）1通を提出させること。
この場合においては、変更届に記載事項の変更を証する書面を添付させるとともに、旧標章を提出させること。
- (2) 変更届の提出を受けたときは、受理簿の記載事項のうち変更となる部分を朱書により修正し、「変動等」欄に記載事項変更年月日を記載するとともに、主管課長に記載事項の変更内容を連絡すること。この場合において、主管課長への書類の送付は不要とする。
- (3) 変更届の提出を受けたときは、変更後の記載事項、前回と同一の標章番号及び有効期限を記載した標章を新たに作成の上、原則として即日交付すること。この場合において、標章の発行年月日は、交付年月日とする。
- (4) 旧標章は、速やかに裁断廃棄すること。
- (5) 変更届は、標章表面の記載事項に変更があった場合にのみ必要な届出であることから、標章裏面に記載されている住所の変更等については、更新申請等の際に併せて行うこと。

5 標章の返納

(1) 標章の返納命令

ア 警察署長は、細則第3条第6項各号に掲げる事項に違反したと認められる者を

確認した場合は、当該違反内容を記載した遵守事項違反確認報告書（第7号様式。以下「報告書」という。）を作成し、主管課長に送付すること。

イ 報告書の送付を受けた主管課長は、当該違反事実があると認めた場合は、標章返納命令通知書（第8号様式。以下「通知書」という。）を作成し、当該違反者に郵送により通知すること。

ウ 主管課長は、通知書を送付した場合は、報告書を送付した警察署長にその旨を連絡すること。

(2) 返納標章の受理

ア 警察署長は、細則第3条第8項各号に掲げる事項に該当することとなった者から標章の返納の申出を受けた場合は、返納理由を確認の上、当該標章の返納を受けること。この場合において、当該標章が他の警察署において交付されたものであるときは、当該警察署に標章の指定の内容等を確認の上、返納を受けること。

イ 標章の返納を受けた場合は、当該標章の指定の内容等を主管課長に報告すること。

ウ 返納を受けた標章は、速やかに裁断廃棄するとともに、受理簿の「変動等」欄に返納年月日を記載すること。この場合において、当該標章が他の警察署において交付されたものであるときは、当該警察署に返納年月日を通知の上、受理簿の整理を依頼すること。

（交通規制課規制総務係）

第1号様式

(大分県公安委員会提出用)

意見書

1 氏 名
生年月日 年 月 日生 (歳)
住 所

2 障害、疾病等の状況
申出者は
障害名 等級
であるが、その他に

等の症状がある。

3 主たる屋外移動方法
独歩・杖歩行・車いす・要介添え・その他 ()

身体障害者福祉法第15条第1項の規定による指定を受けた医師として、上記の事例を検証した結果、上記の者は、医学的見地等から判断し、真に歩行困難であるため社会での日常生活が著しく制限されると認定します。

年 月 日

病院又は診療所等の名称
所 在 地

医師名

備考 主たる屋外移動方法欄は、該当する項目を○で囲んでください。

除外標章交付申請受理簿(通行禁止・駐車禁止)

番号	受理 月日	住所(所在地) 氏名(名称)	車両登録番号 (主たる運転者)	除外区域 道路の区間	理由	標章番号	有効期間	交付		変動等		返納 標章 裁断	備考
								月／日	受領者	事項	年月日		
	／				(新規・更新)		～	／		更新 再交付 記載事項変更 その他返納		☐ ☐ ☐ ☐	
	／				(新規・更新)		～	／		更新 再交付 記載事項変更 その他返納		☐ ☐ ☐ ☐	
	／				(新規・更新)		～	／		更新 再交付 記載事項変更 その他返納		☐ ☐ ☐ ☐	
	／				(新規・更新)		～	／		更新 再交付 記載事項変更 その他返納		☐ ☐ ☐ ☐	
	／				(新規・更新)		～	／		更新 再交付 記載事項変更 その他返納		☐ ☐ ☐ ☐	
	／				(新規・更新)		～	／		更新 再交付 記載事項変更 その他返納		☐ ☐ ☐ ☐	
	／				(新規・更新)		～	／		更新 再交付 記載事項変更 その他返納		☐ ☐ ☐ ☐	
	／				(新規・更新)		～	／		更新 再交付 記載事項変更 その他返納		☐ ☐ ☐ ☐	
	／				(新規・更新)		～	／		更新 再交付 記載事項変更 その他返納		☐ ☐ ☐ ☐	
	／				(新規・更新)		～	／		更新 再交付 記載事項変更 その他返納		☐ ☐ ☐ ☐	

備考1 理由欄は、次の区分に応じた番号で簡記すること。

- 【駐車禁止除外の区分】 ①緊急往診、②緊急訪問、③緊急取材、④令状執行、⑤緊急修復工事、⑥郵便集配、⑦道路維持等、⑧放置車両確認、
⑨感染予防、⑩浄化槽管理、⑪消防査察、⑫狂犬病予防捕獲、⑬道路使用調査等、⑭患者輸送車、⑮車いす移動車、⑯歩行困難者
- 【通行禁止除外の区分】 ④令状執行、⑤緊急修復工事、⑥郵便集配、⑦道路維持等、⑧放置車両確認、⑨感染予防、⑪大型消防用自動車の通行確認、⑯霊柩自動車
- 2 更新又は記載事項変更等で標章の提出を受けた場合は、当該標章を速やかに裁断し、返納標章裁断欄にチェックすること。

第 3 号様式

除外標章交付申請書・審査結果送付書		
交通部交通規制課長 殿		第 年 月 日 警察署長
除外標章交付申請書の提出を受けたので、申請書及び審査結果報告書を送付します。		

除外標章交付（更新）申請審査結果報告書		
警察署長 殿		年 月 日
(警察署名) (職・氏名)		
標 章 種 別	☐ 通行禁止除外指定 ☐ 駐車禁止除外指定	
新規・更新	☐ 新規 ☐ 更新	
標 章 番 号		
有 効 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日	
申 請 者	住 所 ・ 所 在 地	
	氏 名 ・ 名 称	
車両登録番号		
対 象 種 別	☐ 裁判官の令状執行 ☐ 緊急修復工事 ☐ 郵便物の集配・電報の配達 ☐ 道路・安全施設等維持管理業務 ☐ 放置車両確認業務 ☐ 感染症予防等業務 ☐ 大型消防車の通行確認 ☐ 霊きゅう自動車 ☐ 緊急往診 ☐ 緊急訪問 ☐ 緊急取材 ☐ 浄化槽管理業務 ☐ 消防査察業務 ☐ 犬の捕獲業務 ☐ 道路使用調査業務 ☐ 患者輸送車 ☐ 車いす移動車	
	☐ 身体障害者手帳交付者 ☐ 戦傷病者手帳交付者 ☐ 療育手帳交付者 ☐ 精神障害者保健福祉手帳交付者 ☐ 医療受給者証交付者に監護される者 障害名等()	
審 査 結 果	☐ 以上の審査結果から、標章交付は適当と認める。 ☐ その他の意見()	

備考 1 各欄の該当する□にチェックをし、必要事項を記載すること。
 2 更新の場合は、標章番号及び新しい有効期間を記載すること。

第4号様式

除外標音交付者名簿

[illegible]

第7号様式

遵守事項違反確認報告書		
		年 月 日
交通部交通規制課長 殿		警察署長
大分県公安委員会から除外標章の交付を受けている者が、大分県道路交通法施行細則第3条第6項に規定する遵守事項に違反したことを下記のとおり確認したので報告します。		
標 章 種 別	☐ 通行禁止除外指定 ☐ 駐車禁止除外指定	
標 章 番 号		
標章被交付者	住所等	
	氏名等	
違 反 項 目	☐ 現場警察官の指示に従わなかった。 ☐ 標章に記載された事項を遵守しなかった。 ☐ 交付を受けた理由以外の理由に使用した。 ☐ 標章を他人に譲渡し、又は貸与した。	
違反の確認状況		

備考 標章被交付者欄は、個人の場合は住所及び氏名を、事業所等の場合は所在地及び名称を記載すること。

第8号様式

標章返納命令通知書

大分県道路交通法施行細則第3条第7項の規定による、除外指定車標章の返納命令を下記のとおり通知します。

除外指定車標章は、下記返納先に速やかに返納してください。

年 月 日

大 分 県 公 安 委 員 会 印

住所又は 事業所 の所在地	
氏名又は 事業所 の名称	
標章種別	☐ 通行禁止除外指定 ☐ 駐車禁止除外指定
標章番号	
返納命令の理由	☐ 現場警察官の指示に従わなかった。 ☐ 標章に記載された事項を遵守しなかった。 ☐ 交付を受けた理由以外の理由に使用した。 ☐ 標章を他人に譲渡し、又は貸与した。
返 納 先	住所地又は事業所等の所在地を管轄する警察署
問 合 せ 先	大分県警察本部交通部 交通規制課 規制総務係 電話 097-536-2131